

判例から学ぶ医療と法 — 第77回

「医師免許取消処分に対する取消訴訟」

名古屋地裁平成20年2月28日判決

弁護士法人 杜協同法律事務所

弁護士 赤石 圭裕

◆事案の概要

原告医師は、本件犯行当時、あるクリニックにおいて精神科医師として診療に携わっていた。原告医師には、妻との間に二男二女がいた。

原告医師は、平成17年10月、名古屋地方裁判所岡崎支部において、診療中の女性患者3名に対し、乳房をもんだり陰部を触るなどした強制わいせつ及び準強制わいせつの罪により、懲役1年8月の実刑判決の言渡しを受けた。

これに対して、控訴審である名古屋高等裁判所は、①原告医師には常習性が認められ、動機において酌むべき点がない上、被害者らが原告医師を主治医として全幅の信頼を寄せていたことを悪用した点で誠に卑劣であること、②本件各犯行は、患者の医師に対する信頼を根底から揺るがしかねないものであって、行きずりの当事者間の強制わいせつ行為等と比して社会的影響が大きいこと、③被害者らが主治医の原告医師を告訴するには大きな苦悩と葛藤があったことも容易に想像がつくことなどからすると、本件は当然に執行猶予相当であるとはいえないとしつつも、原告医師が厳しい社会的非難にさらされ続け、反省の情を深め、100万円の贖罪寄附をしたことなどからすると、社会内での更生の機会を与えることが相当であるとして、懲役1年8月、執行猶予4年の判決を言渡した。同判決は、双方から上告等もなく、確定した。

その後、厚生労働大臣は、医道審議会に対し、原告医師に対する行政処分について意見を求めたところ、同審議会医道分科会長は、「免許取消」との

答申をした。これを受けて、厚生労働大臣は、平成19年2月、原告医師が前記有罪判決を受けて医師法上の欠格事由に該当することを理由として、平成19年3月14日をもって、原告医師の医師免許を取り消す旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。

原告医師は、これを不服として、本件処分の取消訴訟を提起した。

◆判決の要旨

判決は、以下のように述べて、原告医師の請求を棄却した。

医師法は、医師が罰金以上の刑¹⁾に処せられた場合、厚生労働大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めて医業の停止を命ずることができる旨定めている²⁾。処分に際しては、当該刑事罰の対象となった行為の種類、性質、違法性の程度、動機、目的、影響のほか、当該医師の性格、処分歴、反省の程度等、諸般の事情を考慮し、医師法の関係規定の趣旨に照らして判断すべきものであり、厚生労働省設置法などの規定に基づき設置された医道審議会の意見を聴く前提の下で、医師免許の免許権者である厚生労働大臣の合理的な裁量に委ねられているものと解される。そうすると、厚生労働大臣がその裁量権の行使としてした医師免許の取り消し又は医業の停止を命ずる処分は、それが社会観念上著しく妥当性を欠いて裁量権を付与した目的を逸脱し又はこれを濫用したと認められる場合でない限り、これを違法ということはできないと解される。

原告医師が行った本件各犯行は、医師としての立場を利用して、女性患者に対して診療行為を装って繰り返しわいせつ行為に及んだというものであって、被害者の人格を無視するものであることはもとより、医師としての信頼を著しく裏切る悪質な行為であり、その実質に照らしても、医道審議会医道分科会の指針に照らしても、重い処分が妥当というべきである。

医師としての立場を利用して、女性患者に対して診療行為を装って繰り返しわいせつ行為に及ぶという本件各犯行を行い、懲役1年8月、執行猶予4年の有罪判決の言渡しを受けた原告医師に対してなされた本件処分について、これが社会観念上著しく妥当性を欠いて裁量権を付与した目的を逸脱し又はこれを濫用する違法なものであるとは到底認めることができない。

◆この判例をどう理解するか

医師が医療過誤や刑事事件などを起こした場合に医師が負い得る責任としては、民事責任、刑事責任のほか、行政処分が挙げられる。本稿では行政処分のうち、最も重い医師免許取消処分を中心に述べる。

現行の医師法では、罰金以上の刑に処せられた者、医事に関し犯罪又は不正の行為のあった者、医師としての品位を損するような行為のあった者などに対して、厚生労働大臣が医師免許取消、3年以内の医業停止、戒告の処分ができると規定している。

このうち、免許取消処分が想定される事案の処分までの大まかな流れは次のとおりである。法務省等から処分対象となる事案の情報提供を受けた厚生労働省は、当該事案を把握した上で、対象医師から意見聴取をする。その後、厚生労働省設置法等に基づき設置されている医道審議会の分科会の一つである医道分科会(年2回開催)による審議がなされ、同分科会からの答申を受けて、最終的な処分が決定される。厚生労働省は、同分科会の答申を尊重して処分を行うことから、処分の内容・量刑を実質的に決定しているのは医道審議

会であるといえる。

厚生労働省HPによると、医道審議会医道分科会が平成26年以降において医師免許取消処分相当との答申をした事例は13件あり、その内訳は、殺人+虚偽診断書作成+同行使が1件、傷害致死が1件、覚せい剤取締法違反が2件、麻薬及び向精神薬取締法違反が1件、強制わいせつ+児童福祉法違反が1件、強制わいせつが1件、準強制わいせつが4件、薬事法違反が1件、心身の障害が1件であった。殺人はもちろんのこと、薬物事犯やわいせつ事犯に対しては、特に厳しい処分がなされる傾向にあるといえる。

医師への処分に不服がある場合は、取消訴訟を提起することにより争うことが考えられる。もともと、本判決からも分かるとおり、医師に対する行政処分については、厚生労働大臣の広い裁量が認められる傾向にあることから、取消訴訟で処分を覆すことは容易でないといえる。本事案における原告医師は、実刑こそ免れたものの、診療中の女性患者3名に対する強制わいせつ及び準強制わいせつの罪により、執行猶予付きの懲役刑に処されたものであり、本件処分が適法とした判決は妥当であろう。

◆この判例からどう学ぶか

- ① 医師が人命に関わる事件、薬物事犯やわいせつ事犯などといった刑事事件を起こした場合、免許取消処分などといった重い行政処分がなされる傾向にある。
- ② 行政処分に不服がある場合は裁判で争うことも考えられるが、裁判でこれを覆すことは必ずしも容易でない。
- ③ 行政処分を受けることにより被る不利益は大きいことから、このことを念頭において日頃の診療はもちろんのこと、私生活においても己を律するべきである。

- 1) 実刑はもちろんのこと、本件のような執行猶予付きの懲役刑であっても「罰金以上の刑」に該当する。
- 2) 現行医師法では、戒告処分もできるとされている。